

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 12 月 8 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「峠橋が S 49 年通達の橋梁等設置基準に適合していないことは、竹原支局自身が説明している。それならば、当該設置基準を充足していない橋ではあるが、架け替える必要がなく、言い換えれば、自然現象に対して安全な橋であるということ判断している又は危険な橋ではあるが法令により架け替える義務がないとされている根拠を示した文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 12 月 22 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 5 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、以下のとおりである。

#### (1) 異議申立書

平成 15 年 12 月 22 日付け東広建竹第 249 号による行政文書不存在通知書は、開示請求書に記載したとおり、昭和 49 年通達の橋梁等設置基準を充足していない峠橋（県道吉名停車場線）であることを認識していながら、当該峠橋の安全性について検討（判断）した内容を記載した文書が無いとの不存在通知を行うなど、常識では全く考えられない処分であることから、当該文書を隠匿している疑義がある。

また、当該処分の内容のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速や

かに開示するよう要求する。

なお、開示されない場合は、竹原支局が、担当者の気持ち（裁量権の濫用）で、自然災害に関する安全対策の必要性などの判断を決定（違法行為）しているものと解釈します。

## (2) 意見書

不服申立ての趣旨は、異議申立書のとおりです。

なお、補足説明として、次のとおり記述します。

平成 18 年 6 月 15 日付け東広建竹第 358 号の理由説明書によれば、峠橋は県道吉名停車場線に含まれる橋であるが、道路改築については、竹原市からも地域住民からも要望がなされていないため、現在までのところ架け替えの必要性は認められていない、と明記されています。

しかし、当該県道吉名停車場線は道路幅が狭く、特に峠橋がある場所は、道路が直線になっていないことから、峠橋の改築（県道を拡幅するため、郷川そのものを覆いかぶせる工法によって、その上部を道路面として使用する手法を含む。）を含めた県道吉名停車場線の拡幅工事を要望しており、地域住民からの要望があるにもかかわらず、要望がないとの理由説明書を作成した竹原支局に対して抗議します。

また、峠橋は郷川が湾曲している場所に架けられた古い橋であり、峠橋の基礎部分が引き起こす逆流によって、峠橋のそばにある民家の石垣部分を一部壊している状態にあることから改善要求を行っています。

なお、峠橋が架かっている砂防指定地内河川「郷川」は、峠橋を流出させるなどの危険性がない安全な河川であるということを、具体的には、国の定めた河川砂防技術基準等（①河川の重要度、②既往洪水による被害の実態、③経済性、④上下流のバランス等を総合的に考慮して定めた基準）に示されている確率年等の数値によって証明していると説明されているものと認められます。

しかし、広島県は、砂防指定地内河川「郷川」に設定された計画規模について、その降雨量の年超過確率などを開示することなく、さらには、個々の自然現象に対する安全性について判断されているものではないから、開示すべき文書が存在しないとの不当な処分を行いました。

おって、降雨量の年超過確率による評価の結果並びに河川砂防技術基準等に示されている確率年等の数値等の開示請求の対象とした文書は、砂防行政を所掌する部署が、本来の職務として当然に作成しているべきものであり、速やかに適正な開示決定を行うよう要求します。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由などについては、以下のとおりである。

### (1) 峠橋の所在諸元

J R 呉線・吉名駅前を起点とし、郷川（吉名町内を南下）東方での国道 185 号との接合点を終点とする県道「吉名停車場線」が、郷川を渡河する箇所に架けられているもので、当該橋梁の竣工は、昭和 29 年度である。

また、郷川左岸に沿って、市道峠線及び市道峠郷線が存在しており、峠橋東詰が、市道峠線の終点及び市道峠郷線の起点となっている。

(2) 砂防指定地内普通河川への橋梁設置に係る基本事項

まず、架橋は、道路施設として施工される。

そのうち、上部構造に関しては、道路構造令等に従い、下部構造に関しては、河川整備計画のある場合は計画断面を、当該計画のない場合は現況断面をもって、広島県砂防技術指針の一部を構成している「橋梁等設置基準」に従い、設計される。

なお、橋梁等設置基準は、国からの通達によるものであり、昭和49年7月1日付け建河砂発第40号によるものである。

よって、昭和29年度に設置された峠橋は当該通達に拠っていないが、設置時においては、その当時の基準（河川管理施設等構造令）を満たしたものであった。

(3) 対象行政文書が存在しない理由

ア 架け替えの必要性の判断は、橋の状態のほか、道路施設の一部であることから、道路整備を含む総合的見地によるものとなる。

また、今回対象となる峠橋は、市道と接続しているため、道路管理者の竹原市を含めての検討が必要となる。

イ 道路改築については、竹原市からも地域住民からも要望がなされていないため、架け替えの必要性は、現時点では認められていない。

ただし、架け替えの必要性が認められれば、その時点での設置基準による検討が行われるものである。

ウ 中小河川の計画規模は、基本的に降雨量の年超過確率で評価することとし、その設定にあたっては、河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済性、上下流のバランス等を総合的に考慮して定められ、具体的には、国の定めた河川砂防技術基準等に示されている確率年等の数値によっている。

砂防指定地内普通河川の整備計画規模設定においても同様に、確率年等の数値によって行われている。

このことから、河川に設定された計画規模に応じて橋梁は設置されるものであり、個々の自然現象に対する安全性について判断されているものではない。

したがって、異議申立人が求める内容が記載された文書は存在しない。

以上のとおり、条例第2条第2項に定める行政文書として、異議申立人の請求の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することができないとした本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、峠橋が橋梁等設置基準に適合していない橋ではあるが、架け替える必要がなく、自然現象に対して安全な橋であるということを判断している又は危険な橋ではあるが法令により架け替える義務がないとされている根拠を示した文書である。

### 2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、昭和49年通達の橋梁等設置基準を充足していない峠橋である

ことを認識していながら、峠橋の安全性について検討（判断）した内容を記載した文書が存在しないのは、常識では全く考えられないことであり、当該文書を隠匿している疑義があると主張する。

実施機関の理由説明書によると、昭和 29 年度に設置された峠橋は、設置後に施行された橋梁等設置基準に拠っていないが、設置時においてはその当時（河川管理施設等構造令）の基準を満たしたものであり、峠橋の架け替えの必要性が認められれば、その時点での設置基準による検討が行われるものであり、峠橋においては、現時点（請求時点）ではその必要性が認められていないとしている。また、当審査会で橋梁等設置基準及び関係法令などを見分したが、当該基準の施行前に設置された橋梁について、その安全性の検討などを行うよう義務付けた規定は見当たらないことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明も不自然ではないことが認められた。

次に、異議申立人は意見書の中で、河川に設定された計画規模に応じて橋梁は設置されるものであり、個々の自然現象に対する安全性について判断されているものではないとする実施機関の主張に対し、その計画規模そのものが、郷川は峠橋を流出させるなどの危険性がない安全な河川であるということを証明しているものであると主張する。

しかし、河川に設定される計画規模とは、河川改修を実施する際の改修工事のレベルを百年に一度の洪水に対応するものなら 1/100 とする確率年で表現されるものであり、その設定に当たっては、実施機関が主張するように、河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済性、上下流のバランス等を総合的に考慮して定められるものであることから、個々の自然現象に対する安全性について判断されたものではない。

したがって、計画規模は、郷川が峠橋を流出させるなどの危険性がない安全な河川であることを証明するものではない。

以上のことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張が不合理であるとは認められない。

### 3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 6. 16	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 6. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 9. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 7. 26 (平成 23 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8. 30 (平成 23 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授